

平成 25 年 2 月 7 日

「アメリカン・ドリーム・ファンド」ならびに当ファンドのマザーファンドである  
「米国小型成長株マザーファンド」の約款変更決定についてのお知らせ

追加型証券投資信託「アメリカン・ドリーム・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）および当ファンドのマザーファンドである「米国小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の約款変更につきまして、平成 24 年 12 月 28 日より平成 25 年 2 月 6 日までの受益者様からの異議申立期間が終了いたしました。その結果、下記の通り、約款の変更が決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

今後とも、当ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 異議申立の状況

平成 24 年 12 月 28 日時点の受益権総口数	3,246,374,079 口
異議申立期間（平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 2 月 6 日）中に異議申立のあった受益権口数	0 口

2. 約款変更の成立および適用日について

上記の通り、当ファンドおよびマザーファンドの約款変更について、異議申立のあった受益権口数が、平成 24 年 12 月 28 日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、約款変更を平成 25 年 3 月 12 日付で実施いたします。

3. 約款変更の内容

当ファンド信託約款の運用の基本方針、2.運用方法、(2)投資態度に記載される「②米国の株式（ADR 等を含みます。）は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が 20 億米ドル以下のものとします。」の項目を削除します。

また、親投資信託である米国小型成長株マザーファンド信託約款の運用の基本方針、2.運用方法、(2)投資態度に記載される「②米国の株式（ADR 等を含みます。）は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が 20 億米ドル以下のものとします。」の項目を削除します。

尚、本約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」\*第 30 条に基づく、重大な約款変更にあたります。

\*改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 2 条より、同法第 25 条の規定による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」を適用します。

以上